

第3章 使用済自動車の引取り

1. 使用済自動車の引取りについて

- ・前工程の事業者から使用済自動車の引取りを求められた場合は、他のゴミの混入などの正当な拒否事由がある場合を除き、使用済自動車を引き取る必要があります。
- ・前工程の事業者から使用済自動車が入荷された場合、車台番号を確認（車台と同時に前工程から引き渡されるリサイクル券も活用可能）して、電子マニフェストシステムにより前工程の事業者の引渡報告が行われていることをチェックし、引取報告を行います。

前工程から使用済自動車の引渡報告が行われていない場合は、引取報告を行えません。

自動車リサイクル法の対象となる使用済自動車（2005年1月1日以降に引取業者が引き取ったものが対象）について前工程で引渡報告が行われていない場合は、前工程の事業者へ電話等で確認し、引渡報告を行ってもらってください。自動車リサイクル法の対象とならない使用済自動車（2004年12月31日以前に引取業者が引き取ったものが対象）については、従来どおりのルール・慣習に従って処理してください。

- ・電子マニフェストシステムにより使用済自動車の「引取報告」を行う際は、「エアバッグ類処理対象選択」において以下の処理種別を報告してください。

【自社処理】：自社において再資源化基準に従ってバッテリー、タイヤ、廃油・廃液・蛍光灯の回収などを行うとともに、エアバッグ類の取外回収または車上作動処理を行う。

【次業者処理】：引き取った使用済自動車の解体を一切行わずに他の解体業者に引き渡す。

■引取報告の詳細については「パソコンを利用した移動報告(電子マニフェスト)詳細マニュアル解体工程編」をご覧ください。

引取報告日	引取事業者/事業所名	車台番号	型式	車名	エアバッグ類 処理対象選択	引取報告 対象選択
2006/10/20	目黒解体(株)	38222-0201220	BB222	△△△	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
2004/12/29	台東(株) 上野(支)	2767LW143J08766	G'21	XYZ	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
2004/12/13	東京フロンティア(株) 目黒工場	AA111 0103120	AA111	○○○	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
2005/09/04	東京解体(株) 池(支)	JJ01C 0101300	JJ01C	#*#	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
2005/08/24	品川解体工業(株) 品川工場	KK02C-212120	KK02C	@#@	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
2005/09/04	東京解体(株) 東京(支)	FF05C-055145	FF05C	◇◇◇	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
2005/09/05	品川解体工業(株) 品川工場	AA111-0113111	AA111	○○○	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
2005/09/05	品川解体工業(株) 品川工場	BB222-0223222	BB222	△△△	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>

2. 架装物の扱いについて

- (1) 使用済自動車として引き取る場合は、その架装物の扱いについて以下のような注意が必要です。

自動車リサイクル法の対象外となる架装物

- ・下記の架装物については、シュレッダー業者で処理されることが少なく、載替えや別用途での利用等により再利用されることが多いことから、自動車リサイクル法の対象外とされています。これらの法対象外架装物をキャブ付シャシ部分と一緒に解体する場合には、架装物部分には自動車リサイクル法登録業者としての引取義務はなく、また、その処理に必要な費用についてもシュレッダーダスト料金に含まれていませんので、そのことを考慮して前工程や後工程の事業者との取引を行ってください。（車台詳細情報の架装物区分03）



自動車リサイクル法の対象となる架装物(架装物から発生するASRの処理費用がシュレッダーダスト料金に含まれる)

- ・自動車リサイクル法の対象となる架装物から発生するシュレッダーダストの処理に必要な費用は基本的にシュレッダーダスト料金に含まれていますが、以下のケースについては処理に必要な費用がシュレッダーダスト料金に含まれていませんので注意が必要です。

1) 囲いのない荷台架装物

- ・産業機械・重機運搬車などの囲いのない荷台架装物の処理に関わる費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。したがって、これらの荷台架装物は、これまでの慣習どおり、原則としてシュレッダー業者には引き渡さないようにしてください。（車台詳細情報の架装物区分03）



2) 一体型架装およびその積載物・搭載装置等

- ・一体型の架装物(床・壁・天井・中仕切り)は分離できないためシュレッダー業者で処理されることから、これらから発生したシュレッダーダストの処理に必要な費用はシュレッダーダスト料金に含まれています。（車台詳細情報の架装物区分01、02）



- ・ただし、積載物・搭載装置等(レントゲン車におけるレントゲン装置等)がシュレッダーダストとなった後の処理に必要な費用はシュレッダーダスト料金に含まれていませんので、そのことを考慮して前工程や後工程の事業者との取引を行ってください。



(2) 確認方法

現物の目視による確認

「架装物判別ガイドライン」の「第2章 具体的架装物の例」で多くの架装物の写真および架装物区分表(国土交通省区分、車体工業会区分、架装物名称50音順)を掲載していますので、それらを参考にして架装物の種類を目視で確認してください。

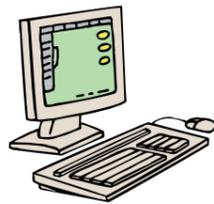


車検証記載情報による確認

車検証記載の「車体の形状」をキーに、法の対象となる架装物と法の対象外となる架装物の区別や架装物部分の処理費用がシュレッダーダスト処理料金に含まれているか否かについて「架装物判別ガイドライン」を参考にして確認してください。



電子マニフェストシステムの画面またはリサイクル券を利用した確認
電子マニフェストシステムの車台詳細情報画面では架装物区分として下記の内容の「01」から「04」の番号および記述が表示されています。また、架装物区分については、リサイクル券の事務処理番号の下2桁目の数字(1~4)でも確認できます。



01: 架装物はリサイクル料金に含まれる	リサイクル(シュレッダーダスト)料金にASRとしての処理費用が含まれている車台(改造等により架装物が付加された場合の分も含む)	乗用車 観光バス 等
02: 架装物の一部はリサイクル料金に含まれる(マニュアルで確認が必要)	リサイクル(シュレッダーダスト)料金にASRとしての処理費用が含まれている一体型の架装物(床・壁・天井・中仕切り)とリサイクル(シュレッダーダスト)料金にASRとしての処理費用が含まれていない積載物が混在した車台 引取り・引渡し時にその旨ご注意ください	レントゲン車 (レントゲン装置は積載物)等
03: 架装物はリサイクル料金に含まれない	架装物が再利用されたり破砕処理(シュレディング)されないためリサイクル(シュレッダーダスト)料金にASRとしての処理費用が含まれていない車台 引取り・引渡し時にその旨ご注意ください	保冷貨物自動車 産業機械運搬車 等
04: 架装物がリサイクル料金に含まれているかどうか不明(マニュアルで確認が必要)	リサイクル(シュレッダーダスト)料金にASRとしての処理費用が含まれている架装物かどうか不明であり、架装物判別ガイドラインで確認が必要な車台 架装物判別ガイドラインで確認を行い、対応してください	2004年12月31日までに販売された車台すべて

- ・解体業者は、使用済自動車の解体を実施する場合、再資源化基準により以下の品目について適正な回収等を必ず行う必要があります。
- ・また、これらの品目は可能な範囲で再利用・再資源化等を行うか、産業廃棄物として適正な処理を行う必要があります。

事前選別処理品目



留意事項

産業廃棄物として処理を行う場合は、廃棄物処理法に基づき以下の点に注意する必要があります。

- 1) 収集運搬や処分を委託する事業者が産業廃棄物の許可業者であること。
- 2) 上記1)の事業者と廃棄物処理法に基づく委託契約を締結すること。
- 3) 排出事業者として、産廃マニフェストを起票交付し、処理状況を適切に管理すること。

